

運 航 基 準

令和 7年 12月 8日
南信州リゾート株式会社

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航の可否判断
- 第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、リバーポート弁天からリバーポート時又の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 運行管理者・船長は、発航前に運航の可否判断を行い、当該地域の気象・水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・水位	伊久間 水位	風速	波高	視程
リバーポート弁天～リバーポート時又	-0.90m 超	10m/S以上	1.5m以上	100m以下

2 船長は、発行前において、航行中に遭遇する気象・水象に関する情報を確認し、次に掲げる条件に一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10m/S以上	波高 1.5m以上
------------	-----------

3 運航管理者・船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保線措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、周囲の気象・水象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が100m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第4条 運航管理者・船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図等に記載すべき事項は次の通りとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻）
- (3) 地形、水位等から、航行上、特に留意すべき事項
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次のとおりとする

航行速力 4.4 ノット 毎分機関回転数 1500rpm

(特定航法)

第8条 船舶は、リバーポート弁天～リバーポート時又水路においては他の船舶と並行して航行し又は船舶をおいこしてはならない。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事

項を連絡しなければならない。

(1) 虎岩地点、南原地点 天竜橋地点

(2) 連絡事項

① 通過地点名

② その他運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者又は運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社又は営業所	無線、携帯電話（ドコモ）
(2)	緊急の場合	本社又は営業所	無線、携帯電話（ドコモ）

(機器点検)

第12条 船長は出港前、機関の前進後進（CPPの場合は翼角作動）、舵等の点検を実施する。一日に何度も出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を記録するものとする